

特定建築物定期調査業務契約書（案）

1. 業 務 名 特定建築物定期調査業務（市内 8 小学校及び 3 中学校）

2. 対象建築物の名称及び所在地

名称	所在地
片塩小学校	大和高田市旭北町2番1号
高田小学校	大和高田市大中東町5番15号
土庫小学校	大和高田市土庫3丁目2番61号
浮孔小学校	大和高田市中三倉堂2丁目5番43号
磐園小学校	大和高田市大字有井1番地
陵西小学校	大和高田市大字池田3番地
菅原小学校	大和高田市大字根成柿436番地
浮孔西小学校	大和高田市曾大根1丁目5番1号
高田中学校	大和高田市大中東町5番48号
片塩中学校	大和高田市中三倉堂2丁目9番28号
高田西中学校	大和高田市大字池田330番地

3. 業 務 委 託 期 間 自 令和 年 月 日

至 令和 9年 3月 31日

4. 調査業務の内容 建築基準法第 12 条第 1 項に基づく 特定建築物の定期調査及び報告に伴う検査証受理までの業務

5. 契 約 金 額 一金 円（内消費税等 円）
〔内訳 小学校 円（内消費税等 円）
中学校 円（内消費税等 円）〕

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次に条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大和高田市大字大中 9 8 番地 4
大和高田市
大和高田市長 堀 内 大 造

受注者

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び別紙仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するにあたっては関係法令並びに一般財団法人日本建築防災協会発行の特定建築物定期調査業務基準（2025年改訂版）を遵守し実施する。

(資料の貸与)

第2条 委託業務の遂行に関し、甲が保有する資料は、乙からの資料借用書の提出をもって無償で貸与するものとする。ただし、万一資料に損傷を与えた場合には、乙の責任のもと修復しなければならない。委託業務完了後は、貸与資料の内容を確認し、速やかに返却しなければならない。なお、貸与資料については、履行期限内であっても市担当職員が返却を求めた場合は速やかにこれに応じなければならない。
(契約保証金の免除)

第3条 甲は、契約保証金を免除する。

(契約金額の支払方法)

第4条 乙は、教育総務課の完了検査に合格したうえで請求を行うものとする。

また、甲は乙からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(検査の結果報告)

第5条 乙は、点検業務が終了したときは、奈良県建築安全推進課へ報告書を提出し、その受領書を甲に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出の際に発生する手数料は、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約により生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は、甲の承諾なしで、業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。

(第三者に対する損害賠償責任)

第7条 乙は、業務の遂行により、第三者（生徒及び保護者並びに学校従事者を含む。）に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを解決し、その損害の賠償をするものとする。また、この場合において乙はその内容を速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(遅延利息)

第8条 乙は、その責めに帰すべき理由により履行期限内に当該契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について、年3.0%の割合を乗じて計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙から契約の解除の申入れがあった場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく業務の履行に着手しないとき、又は履行する見込みがないとき。

(2) 契約の履行に関し、不正の行為をしたと認められるとき。

(3) 契約の履行に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この契約書の条項に違反したとき。

(暴力団関与の場合の解除)

第10条 甲は、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員を含む。以下この条において同じ。）について、大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社

会的に非難されるべき関係があることが判明し、この契約を継続することが適当でないと認められるときは、契約を解除することができる。

(違約金)

第11条 第9条各号及び前条の規定により契約を解除した場合、甲は乙に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(談合等による解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(賠償金)

第13条 前条各号のいずれかに該当するときは、乙は、契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も、同様とする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第15条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。